

第 23 期
大分海区漁業調整委員会
第 2 回委員会
議 事 録

開催日時 令和 7 年 5 月 23 日(金) 15 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第 2 3 期大分海区漁業調整委員会第 2 回委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 2 3 日(金) 1 5 時 0 0 分

2. 開催場所 大分県水産会館 5 階 研修室

3. 出席委員 高 瀬 亮 子
渡 邊 英 敏
阿 部 義 広
渡 邊 満 晴
畠 中 順 子
小 野 裕 佳
濱 田 貴 史
岡 崎 都
桑 原 保 徳
本 庄 新
阿 部 貴 史 (会長、議長)
近 乗 美 信

欠席委員 須 川 直 樹
笛 吹 理 絵
鳴 海 美 代

事務局 平川事務局長、三ヶ尻事務局次長、野田主査、甲斐主任

農林水産部 大塚審議監

漁業管理課 利光主事

水産振興課 高田課長、中島主任

臨席者 大分県南部振興局 田西主幹

4. 議事録署名委員 渡邊英敏、小野裕佳

5. 協議事項及び審議の結果

第 1 号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間
について

審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第 2 号議案	大分県資源管理方針の変更について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第 3 号議案	別府湾南部海域における「まきえ船釣り等」の承認について
審議の結果	原案のとおり承認した
第 4 号議案	広域漁業調整委員会の次期委員について
審議の結果	選任案のとおり決した

6. 審議概要

事務局長 (平川)	ただいまより、第 2 3 期第 2 回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます事務局長の平川です。よろしくお願いします。 はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員 1 5 名中 1 2 名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第 1 4 5 条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、はじめに大塚農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。
大塚審議監	(あいさつ)
事務局長	議事に入る前に、お手元の資料等の確認をお願いします。議案書、次第、遊漁の皆様へのパンフレット、それと今回はタブレットをご用意しております。タブレットの中には本日の資料を格納しておりまして、議案書と書かれたページが確認できるかと思えます。当委員会では今後原則としてタブレットを活用してご説明をさせていただきたいと思えますので、ご協力のほどよろしくお願いします。 タブレットが、見えなくなったり、ページが飛んでしまったなど、操作に不都合が生じた場合は、議事進行中にかかわらず、静かに挙手をお願いいたします。担当の者が操作の補助を行います。なお、タブレットの設定は変更しないようお願いします。 また、本日は念のため紙の資料も用意しておりますので、不都合な場合は紙の資料をご覧ください。よろしくお願いいたします

す。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、阿部貴史会長に以後の議事進行をお願いします。

議長

議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。渡邊英敏委員と小野委員をお願いします。

それでは議事に入ります。

第1号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

議案書の2ページをご覧ください。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置及び許可の申請期間並びに許可の有効期間について」です。いか棒受け網漁業の短期許可について、「制限措置」と「申請期間」を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間の5年間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

次のページ(P3)が知事からの諮問文です。

次のページ(P4)をご覧ください。1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

この公示制度は、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ「制限措置」及び「申請期間」を公示し、広く周知することで許可手続きの透明化を図ることを目的としています。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 海区委への諮問」です。知事が制限措置及び申請

期間を公示する場合、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない旨が法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項で定められており、これにより諮問を受けています。

次に、「3 今回公示する予定の漁業の概要」です。今回公示する予定の漁業は「いか棒受け網漁業」です。これは、夜間、漁船に明かりを灯して海面を照らし、集まった魚介類を網ですくい取る漁法で、主な漁獲対象種は「いか」です。参考に、「さんま」の棒受け網漁業の図を資料の左下に付けています。今回公示に至った背景は、県南地区の漁業者からの要望に伴うものです。要望書については後ほどご確認いただきます。

次のページをご覧ください。「4 本件公示の制限措置の内容」ですが、実際の公示案により説明します。

表右端の「申請期間」と表下の備考2「許可の有効期間」のみ今年度の内容に書き換えている他は、昨年度の内容から変更ありません。

表の説明ですが、漁業種類は「いか棒受け網漁業」です。「許可等をすべき船舶の数」は34隻であり、昨年度から変更ありません。なお、この船舶の数は毎年、県内で漁業調整を行い、その結果を受けて県に要望する隻数となっています。今年度の要望書は、6ページに添付しています。要望書の一番下に「許可要望隻数」があり、34隻となっています。

5ページにお戻りください。表の説明を続けます。順番に確認しますと、「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。「定めなし」とは、制限を設けないということを意味し、どのような馬力数の船舶でも使うことができます。

さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、8ページに図面を掲載していますのでご覧ください。こちらの図面は、佐伯市沿岸海域を示したものですが、共同漁業権の漁場区域を除いて斜線を引かれた海域が操業区域です。

5ページにお戻りください。操業区域の右の欄の「漁業時期」は、「8月1日から9月30日まで」の2か月間です。これについては後ほど詳しく説明します。

その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「佐伯市（弥生、本匠、宇目及び直川を除く。）に住所を有する者」です。

以上が、公示を予定している許可の制限措置の内容となります。

9ページをお開きください。「5 公示の申請期間（予定）」で

す。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項に規定される原則の1ヶ月間を設定します。1ヶ月の申請期間をとった場合に操業機会の喪失につながるなど特別の理由がある場合は申請期間を短縮することも可能ですが、今回は該当しません。

そのため、いか棒受け網漁業の申請期間は「令和7年6月1日から同年7月1日まで」としています。

最後に、「6 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項において、いか棒受け網漁業は5年間と規定されています。

一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

いか棒受け網漁業は、毎年、漁業調整上の確認が必要であるため、従来から漁業時期のみ許可を行っているので、8月1日から9月30日までの2ヶ月間に短縮します。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

桑原委員

これって一晩に何回でも操業していいんですか。

事務局

1回の操業時間が数十分で済むということなので、何回も操業されると考えられます。

桑原委員

漁時期の前から小さいものを獲っているみたいですが、そうになると漁時期には少なくなる。時期が変わってきているので網目の大きさなどをこの委員会で調整できないでしょうか。

事務局

このいか棒受け網漁業については、県南地区漁業運営委員長会で要望が取りまとめられて上がってきたものです。その段階で網

目の制限の話も調整されているということで受け付けていますので、同意は得られていると。

したがって、地元でそういった話があれば各地区の漁業運営委員長に話していただくのがよろしいと思います。

議 長 他にご意見もないようですので、第 1 号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第 1 号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

議 長 次に、第 2 号議案の「大分県資源管理方針の変更について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、第 2 号議案の「大分県資源管理方針の変更について」ご説明します。

議案書の 10 ページをご覧ください。

大分県資源管理方針は、漁業法第 14 条第 1 項の規定に基づき、国が策定する資源管理基本方針に即して、各都道府県で定めることになっております。

特定水産資源のぶりにおいて養殖用種苗の管理について追記するため、大分県資源管理方針の変更について県知事より本委員会に意見を求められているものです。

11 ページに県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

中島主任 水産振興課の中島です。12 ページの上部をご覧ください。まず、国及び都道府県が定める資源管理の方針について説明いたし

ます。農林水産大臣は、資源評価をふまえて資源管理に関する基本方針である資源管理基本方針を定めることとなっています。その内容には、資源管理の目標、漁獲可能量による管理を行う特定水産資源、漁獲可能量の配分の基準等について定められています。次に、下側をご覧ください。都道府県知事は、資源管理基本方針の内容に即して、都道府県資源管理方針を策定することとなっています。その内容は、特定水産資源ごとに知事管理区分を設定することや、漁獲可能量の配分方法等について定めることとなっています。また、資源管理方針は、資源管理に関する基本的な考え方を記載した本文と、具体的な管理手法を記載した別紙で構成されています。次のページの上部の表をご覧ください。表には大分県が対象となる特定水産資源をまとめています。その中で、かたくちいわし及びぶりは令和7年から特定水産資源に追加されました。新たに追加された特定水産資源について国は、中央右の図のように資源管理の取組を3段階に分けて実施することとしており、現在は1段階目として、漁獲報告が義務付けられています。この期間中は、具体的な漁獲可能量の配分や採捕停止は実施しません。令和7年3月に資源管理基本方針が変更され、特定水産資源にぶりが追加されました。管理の考え方等を大分県資源管理方針に新たに追加するため、所要の改正について令和7年3月12日開催の第30回大分海区漁業調整委員会において諮問したところです。その後、資源管理基本方針の内容と適合させるために、水産庁からモジャコを採捕する県に対して県資源管理方針に養殖用種苗のモジャコの管理について追記する指示があったため、大分県資源管理方針の変更について今回諮問いたします。

14ページをご覧ください。こちらは、大分県資源管理方針の新旧対照表になります。右側が現行で、左側が改正後、アンダーラインを引いている赤字部分が改正部分となります。

第1の1 漁業の状況についてですが、アンダーラインの箇所について、最新の統計データに改めます。続いて、ページ下部の別紙1―9をご覧ください。「第5 その他資源管理に関する重要事項」について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行うこととしています。

議案書の15ページから34ページまでに大分県資源管理方針（案）を、35ページから39ページまでに資源管理基本方針のぶりに関する箇所の抜粋を、40と41ページに資源管理方針に

ついて根拠となる漁業法の抜粋部分を載せています。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第 2 号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

議 長 資料 1 4 ページの新旧対照表にある別紙 1-9 の第 5 の 2 のぶり養殖関係県とありますが、大分県の場合どこが関係県になるのでしょうか。

水産振興課 漁業管理課の分野にもなりますが、もじゃこの採捕量については、全国で例年何万尾獲るということについて、関係県と水産庁で数量が定められていまして、大分県は 500 万尾の配分になっています。

基本的にもじゃこをとっているのは九州あたりの県が中心で、一番数量が多いのは鹿児島県、その次が大分県でして、そのほかにも、宮崎、愛媛、高知、熊本、長崎あたりがでてきます。また、静岡県などにも配分がありますが数量はとても少ないです。

ですので、ぶり養殖関係県というのは、その年に数量の配分がある県ということです。

議 長 他にご意見もないようですので、第 2 号議案「大分県資源管理方針の変更について」は、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第 2 号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

議 長 次に、第 3 号議案の「別府湾南部海域における「まきえ船釣り等」の承認について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の 4 2 ページをお開きください。

別府湾南部海域においては、令和7年6月1日から委員会指示により、まきえ船釣り等が禁止されるのに伴い、委員会告示第1項のただし書に基づく申請があったので、まきえ船釣り等の承認について審議をお願いするものです。

43ページをご覧ください。

3月12日に開催した第30回委員会でご審議いただき、3月21日に発出した委員会指示を載せています。第1項の2行目「ただし」以下にありますとおり、「委員会が承認した船舶を使用する場合はこの限りではない」としており、第2項以降に承認申請について記載されています。

45ページをご覧ください。

今回、各団体等から計291件の申請書が提出されております。これらすべての申請書について、船名など記載事項に不足がないこと、個人による申請については漁場利用協定を遵守する旨の誓約書が添付されていることを確認しております。なお、昨年度に比較しまして、18件減少となっております。

47ページをご覧ください。ここでは平成27年度からの年度別の承認実績の推移を載せていますが、一番下の総計欄に記載していますように承認件数は年々減少しており、令和6年度実績は329件で、平成27年度577件の約57%まで大きく減少しております。

ご参考のために、48ページに4月1日に調印された漁場利用協定の写しを載せております。

なお、今後行われる申請については、その都度内容を審査し、記載事項に不足がなければ承認することとし、承認結果を本委員会において報告させていただきます。以上で説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第3号議案については原案のとおり申請を承認することにご異議はありませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり承認し、申請者に対して承認証を交付することといたします。

議 長

第４号議案の「広域漁業調整委員会の次期委員について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは議案書の５５ページをご覧ください。漁業法第１５２条の規定に基づき設置されています太平洋広域漁業調整委員会と瀬戸内海広域漁業調整委員会について、同法第１５３条の規定により本海区からこの２つの広域漁業調整委員会の委員として、１名ずつ互選していただくことについて、お諮りするものです。

これらの広域委員会の任期が本年９月３０日で満了することから、５６ページと５７ページにありますように、水産庁のそれぞれの所属機関から各委員を７月末日までに報告するようにとの通知が来ています。

５８ページをお開きください。太枠で囲った箇所でございます。

現在、瀬戸内海沿岸１１府県で構成されています瀬戸内海広域漁業調整委員会には本庄副会長が、また、太平洋沿岸１８都道県で構成されています太平洋広域漁業調整委員会には濱田委員が選任されています。

なお、同ページには参考としまして、本年４月２１日開催の第１回委員会で選出されました各委員さんの連合海区の担当表も掲載しております。また、次の５９ページも参考として、漁業法の条文を載せており、関係する箇所を太字で記載しています。

事務局としましては、広域に及ぶ議案を審議することから引き続き学識委員の方をお願いすることが妥当であると考えておりまして、瀬戸内海広域漁業調整委員会については、「本庄副会長」に、太平洋広域漁業調整委員会は「濱田委員」に、引き続きお願いするのがよいのではないかと考えております。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、第４号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

議 長

ご意見等ないようですので、事務局の案のとおり決めさせていただきます。本庄副会長、濱田委員におきましては、どうぞよろ

しくお願いします。

これで議案の審議はすべて終わりました。

続いて、その他の事項にうつります。

令和7年度第61回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について事務局から報告して下さい。

事務局長

議案書の60ページをご覧ください。5月12日に、令和7年度第61回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が山口県で開催され、阿部貴史会長と平川が出席しましたので概要を報告します。

62ページをご覧ください。議案につきましては、第1号議案で令和6年度事業報告、収支決算及び剰余金処分案、第2号議案で令和7年度事業計画案、収支予算案が原案どおり承認されています。

76ページをご覧ください。令和7年度ブロック会議のうち、九州ブロック会議は大分での開催となっています。10月30～31日に大分市内での開催を調整しているところです。詳細が決まりましたら改めて連絡しますので、委員皆様のご出席をお願いします。

第3号議案の中央要望活動については、82ページをご覧ください。今回、新規要望として当海区から要望した「1 事務局職員の資質向上について」のほか、「2 いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発」の2項目が追加されています。要望書案は原案どおりに承認され、6月に国の関係省庁や関係国会議員へ要望活動が実施される予定です。

103ページをご覧ください。

第4号議案の次期令和8年度の通常総会の開催地は東京都となりました。

第5号議案の役員選出については一番最後の121ページをご覧ください。令和7年度から令和8年度の2か年にあたる第18期前期全国海区漁業調整委員会連合会の会長には、山口県日本海海区の中島均氏、理事には当海区の阿部貴史会長が選出されました。

以上です。

議 長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

これで本日予定していた報告についても全て終了しました。他に何かありませんか。

阿部義広委員

第2号議案について、資料25ページのかたくちいわしの漁獲努力量に2,055とありますが、これは単位はトンですか。

水産振興課

こちらは漁獲努力量として隻数を記載しています。

阿部義広委員

船の数ということですか。

水産振興課

そのとおりです。こちらはかたくちいわしの瀬戸内海系群ですので、漁協神崎取次店から中津支店までの隻数です。

阿部義広委員

そんなにあるんですか。

水産振興課

この隻数は、基準にしていた平成30年から令和2年までの3年間の隻数の平均となっています。

阿部義広委員

全部TAC魚種の漁獲量の対象になるのですか。

水産振興課

こちらについては、漁獲可能量による管理以外の手法になるので、漁獲努力量として隻数を示しています。

阿部義広委員

漁獲量とは別ということでしょうか。

水産振興課

そのとおりです。

議 長

他はよろしいでしょうか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長

皆様本日は誠に疲れさまでした。これをもちまして委員会を閉会いたします。次の委員会は6月9日の午後3時からを予定していますので、スケジュールの確保をお願いします。

以上、第２３期大分海区漁業調整委員会第２回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和７年５月２３日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員